

## 告 示

### 埼玉県告示第千百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、美児沢用水土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

令和三年十月八日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	中 兼 俊 徳	埼玉県児玉郡美里町大字広木千四百四十七番地